

リサイクルマーク事業参加基準

1. 趣旨・目的

環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステム提供事業（リサイクルマーク事業）は、公益社団法人環境生活文化機構（以下、「本機構」という。）定款第4条（事業）

（1）「環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステムの運営及び提供」に基づく事業である。今後ますます高まる環境保全に関する公益的な事業としての重要性に鑑み、参加する会員の基準を明確にするため、本基準を設けるものである。

2. リサイクルマーク事業の概要

環境保全に配慮したユニフォームを再生製品にリサイクルする「ユニフォームリサイクルシステム」を運営、提供する。このシステムを活用することで、廃棄物の減量化、二酸化炭素や有害物質の発生削減に効果があり、さらにユニフォーム着用事業者における環境保全への取り組み促進及び環境意識高揚にもつながる。

また、この事業は、本機構、ユニフォーム製造販売業者（会員）及びユニフォーム着用事業者等、多岐にわたる関係者の役割分担と協力で成り立っている。なお、本機構の位置付け、参加する会員との役割分担や責任関係は、別に「リサイクルマーク事業基本約款」に定める。

3. 会員の参加基準

リサイクルマーク事業に参加する会員は、次の全ての条件を満たしていることとする。

- （1）ユニフォーム及びユニフォームと一体となってその機能を果たす製品の製造販売業を営む団体で、法人格を有する会員であること。
- （2）本機構とリサイクルマーク事業における環境の保全に配慮したユニフォームの製造・販売・供用・回収及び再生利用等に関する基本契約を結ぶこと。この基本契約は、リサイクルマーク事業基本約款に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の遵守等を旨とするものであること。
- （3）リサイクルマーク事業管理委員会の管理下において、指導・監督に従うこと。

附則 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定を申請した日から30日以内の別に定める日から施行する。

附則 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。